

奈良県議会議事事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県議会議長 山下 力

奈良県議会議事事務局規程第二号

奈良県議会議事事務局規程の一部を改正する規程

奈良県議会議事事務局規程（昭和四十一年七月奈良県議会議事規程第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「課長補佐」を「課長補佐
主任調整員」に改め、同条第三項中「課長補佐」の

下に「主任調整員」を加える。

第五条中第十二項を第十三項とし、第六項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 主任調整員は、上司の命を受け、担任事務を整理する。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。